

● ● ● ● ● 震災特別立法・関係法令

被災市街地復興特別措置法

平成七・二・二六(法一四号)

第一章 総則 一条一四条

第二章 被災市街地復興推進地域 五

第三章 市街地開発事業等に関する特例

第四章 住宅の供給等に関する特例

第五章 雑則 二四条一二六条

第六章 罰則 二七条・二八条

附則

することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 市街地開発事業 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第七項に規定する市街地開発事業をいう。

二 土地区画整理事業 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業をいう。

三 市街地再開発事業 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業をいう。

四 借地権 借地借家法(平成二年法律第九十号)第二条第一号に規定する借地権をいう。

五 公営住宅等 地方公共団体、住宅・都市整備公団、地方住宅供給公社その他の公法上の法人で政令で定めるもの

自ら居住するため住宅を必要とする者に

対し賃貸し、又は譲渡する目的で建設す

る住宅をいう。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、大規模な火災、震災その他の災害を受けた市街地につい、てその緊急かつ健全な復興を図るため、被災市街地復興推進地域及び被災市街地復興推進地域内における市街地の計画的な整備改善並びに市街地の復興に必要な住宅の供給について必要な事項を定める等特別の措置を講ずることにより、迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図り、もって公共の福祉の増進に寄与する住宅をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条① 国及び地方公共団体は、大

規模な火災、震災その他の災害が発生した場合において、これらの災害を受けた

市街地の緊急かつ健全な復興を図るために、土地区画整理事業、市街地再開発事

業その他の市街地開発事業の施行、道路・公園等の公共の用に供する施設の整備、建築物の不燃堅牢化その他都市の防

災構造の改善に関する事業の実施等による当該市街地の整備改善及び公営住宅等の供給に関する事業の実施等による当該

市街地の復興に必要な住宅の供給のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

② 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、同項の災害を受けた市街地の整備改善に関する事業及び当該市街地の復興に必要な住宅の供給に関する事業を促進するため、これらの事業を実施する者に対し、必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

③ 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築物が滅失したこと。

④ 公共の用に供する施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。

⑤ 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

⑥ 被災市街地復興推進地域に関する都

市計画においては、都市計画法第十条の

四第二項に定める事項のほか、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改

するとともに、地域住民、民間事業者等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

第二章 被災市街地復興 推進地域

(被災市街地復興推進地域に関する

都市計画)

第五条① 都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域内における市街地の土地の区域で次に掲げる要件に該当するものについては、都市計画に被

災市街地復興推進地域を定めることがで

きる。

① 大規模な火災、震災その他の災害

により当該区域内において相当数の建築物が滅失したこと。

② 公共の用に供する施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。

③ 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

④ 被災市街地復興推進地域に関する都

市計画においては、都市計画法第十条の

四第二項に定める事項のほか、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改

宅を除く。）で次に掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築を有しないこと。

(2) 階数が一以下で、かつ、地階第五号に規定する主要構造部をいふ。が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

(3) 容易に移転し、又は除却することができるること。

(4) 敷地の規模が政令で定める規模未満であること。

ハ 次条第四項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地における同条第三項第一号に該当する建築物の新築、改築又は増築

③ 第一項の規定は、次の各号に掲げる告示、公報等があつた日後は、それぞれ当該各号に定める区域内においては、適用しない。

一 都市計画法第四条第五項に規定する都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画についての同法第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示（以下この号から第五号までにおいて単に「告示」という。）当該告示に係る都市施設の区域又は市街地開発事業の施行区域

二 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画に関する都市計画についての告示

一号に掲げる地区計画に関する都市計画についての告示

当該告示に係る地区計画に規定する地区計画のうち、同法第十二条の五第二項に規定する地区整備計画が定められた区域

二号に掲げる事項が定められた同法第十ニ号に掲げる地区計画のうち、同法第十二条の四第一項第二号に掲げる住宅地高度利用地区計画に関する都市計画についての告示

当該告示に係る住宅地高度利用地区計画の区域のうち、同法第十二条の六第二項第三号に規定する住宅地高度利用地区計画が定められた区域

四 都市再開発法第七条の八の二第二項第二号に掲げる事項が定められた都市計画法第十二条の四第一項第三号に掲げる再開発地区計画に関する都市計画についての告示

当該告示に係る再開発地区計画の区域のうち、都市再開発法第七条の八の二第二項第三号に規定する再開発地区整備計画が定められた区域

五 都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道整備計画に関する都市計画についての告示

当該告示に係る沿道整備計画の区域

六 土地区画整理法第七十六条第一項第一号又は第二号に掲げる公告

当該公告に係る同法第二条第四項に規定する施

号に掲げる公告 当該公告に係る同法第二条第三号に規定する施行地区

八 市街地開発事業に準ずる事業として建設省令で定めるものの実施に必要とする認可その他の処分についての公告、告示等で建設省令で定めるもの 当該公告、告示等に係る区域

二号に掲げる事項には、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善を推進するため必要な措定するものであつてはならない。

④ 第一項の許可には、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善を推進するために必要な条件を付けることができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

⑤ 都道府県知事は、第一項の規定に違反した者又は前項の規定により受けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から當該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、緊急かつ健全な復興を図るために市街地の整備改善を推進するために必要な限度において、當該土地の原状回復又は當該建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がないとときは、都道府県知事は、それらの者の負担において、その措置を自ら行

い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しなければならない。

⑥ 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（土地の買取り等）

第八条① 都道府県、市町村その他の市令で定める者は、都道府県知事に対し、第三項の規定による土地の買取りの申出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。

② 都道府県知事は、前項の規定による申出に基づき、次項の規定による土地の買取りの申出の相手方を定めるときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

③ 都道府県知事（前項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者があるときは、その者）は、被災

リスト

1995.6.20 (No.1070)

ら、次に掲げる行為について前条第一項の許可がされないとときはその土地の利用に著しい支障を生ずることとなることを理由として、当該土地を買い取るべき旨の申出があつたときは、特別の事情がない限り、当該土地を時価で買い取るものとする。

一 前条第二項第二号ロ(1)から(3)までに掲げる要件に該当する建築物の新築、改築又は増築

二 前号に規定する建築物の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更

④ 前項の申出を受けた者は、遅滞なく、当該土地を買い取る旨又は買い取らない旨を当該土地の所有者に通知しなければならない。

⑤ 第二項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者は、前項の規定により土地を買い取らない旨の通知をしたときは、直ちに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

⑥ 第三項の規定により土地を買い取った者は、当該土地が公営住宅等、公共の用に供する施設その他被災市街地復興推進地域の住民等の共同の福祉又は利便のために必要な施設の用に供されるよう努めなければならない。

(大都市等の特例)

第九条 前二条の規定又はこれらの規定に基づく政令の規定により、都道府県

（被災市街地復興土地区画整理事業）
第一〇条 被災市街地復興推進地域内の都市計画法第十二条第二項の規定により土地区画整理事業について都市計画に定められた施行区域の土地についての土地区画整理事業（以下「被災市街地復興土地区画整理事業」という。）について

（復興共同住宅区）
第三章 市街地開発事業等に
関する特例

（被災市街地復興土地区画整理事業）
第一二条① 前条第一項の規定により土地区画整理事業において復興共同住宅区が定めたときは、施行地区（土地区画整理法第二条第四項に規定する施行地区をいう。以下この条、次条及び第十五条から第十七条までにおいて同じ。）内の宅地（同法第二条第六項に規定する宅地をいう。以下この条から第十七条までにおいて同じ。）でその地積が共同住宅を建設するのに必要な地積の換地を定めることができるものとして規準、規約、定款又は施行規程で定める規模（次条において「指定規模」という。）のものの所有者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める公告があつた日から起算して六十日以内に、被災市街地復興土地区画整理事業を施行する者（以下この条、次条及び第十五条から第十七条までにおいて「施行者」とい

う。）に対し、建設省令で定めるところにおいて、建設省令で定めるところによれば、建設省令で定めることとされている事務は、地方自治法によることとされている事務は、地方自治法により、当該被災市街地復興推進地域の復興に必要な共同住宅の用に供すべき土地の区域（以下「復興共同住宅区」といふ。）を定めることができる。

② 復興共同住宅区は、土地の利用上共市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の長が行うものとする。この場合においては、前二条の規定又はこれらの規定に基づく政令中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

（復興共同住宅区への換地の申出等）
第一二条① 前条第一項の規定により土地区画整理事業において復興共同住宅区が定められたときは、施行地区（土地区画整理法第二条第四項に規定する施行地区をいう。以下この条、次条及び第十五条から第十七条までにおいて同じ。）内の宅地（同法第二条第六項に規定する宅地をいう。以下この条から第十七条までにおいて同じ。）でその地積が共同住宅を建設するのに必要な地積の換地を定めることができるものとして規準、規約、定款又は施行規程で定める規模（次条において「指定規模」という。）のものの所有者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める公告があつた日から起算して六十日以内に、被災市街地復興土地区画整理事業を施行する者（以下この条、次条及び第十五条から第十七条までにおいて「施行者」とい

う。）に対し、建設省令で定めるところにおいて、建設省令で定めることとされている事務は、地方自治法により、当該被災市街地復興推進地域の復興に必要な共同住宅の用に供すべき土地の区域（以下「復興共同住宅区」といふ。）を定めることができる。

② 施行者は、前項の規定による申出があつた場合において、当該申出に係る宅地が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該申出に係る宅地を、換地計画においてその宅地についての換地を復興共同住宅区内に定められるべき宅地として指定し、当該申出に係る

宅地が次に掲げる要件に該当しないと認めるときは、当該申出に応じない旨を決定しなければならない。

一 建築物（住宅を除く。）その他の工作物（容易に移転し、又は除却することができるもので建設省令で定めるもの除外。）が存しないこと。

二 地上権、永小作権、賃借権その他当該宅地を使用し、又は収益することができる権利（共同住宅の所有を目的とする借地権及び地役権を除く。）が存しないこと。

三 施行者は、前項の規定による指定又は決定をしたときは、遅滞なく、第一項の規定による申出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

四 施行者は、第二項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

五 施行者が土地区画整理組合である場合においては、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、第一項の規定による申出は、土地区画整理法第十四条第一項の規定による認可を受けた者が受理するものとする。

（宅地の共有化）

第一十三条① 第十一条第一項の規定により事業計画において復興共同住宅区が定められたときは、施行地区内の宅地でその地積が指定規模に満たないものの所有者は、前条第一項の期間内に、施行者

に対し、換地計画において当該宅地について換地を定めないで復興共同住宅区内の土地の共有持分を与えるように定めるべき旨の申出をすることができる。ただし、当該申出に係る宅地に他人の権利（建築物その他の工作物を使用し、又は収益することができる権利に限る。）の

目的となっている建築物その他の工作物が存するときは、当該申出についてその者の同意がなければならない。

二 地上権、永小作権、賃借権その他当該宅地を使用し、又は収益することができる権利（地役権を除く。）が存しないこと。

② 前項の規定による申出は、建設省令で定めるところにより、当該宅地の地積の合計が指定規模となるように、数人共同してしなければならない。

③ 施行者は、第一項の規定による申出があつた場合において、当該申出の手続が前項の規定に違反しておらず、かつ、当該申出に係る宅地が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、遅滞なく、當該申出に係る各宅地を、換地計画において換地を定めないで復興共同住宅区内の土地の共有持分を与えるように定められるべき宅地として指定し、当該申出の手続が同項の規定に違反していると認めるとき、又は当該申出に係る宅地が次に掲げる要件に該当しないと認めるときは、

（清算金に代わる住宅等の給付）

第一五条① 施行者（土地区画整理法

第三条第三項若しくは第四項、第三条の二第一項若しくは第二項、第三条の三第三項若しくは第二項又は第三条の四の規定による施行者に限る。以下この条から第十七条までにおいて同じ。）は、施行地区内の宅地の所有者がその宅地の一部について換地を定めないことにについて同法第九十条（地域振興整備公団法第二十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による申出又は同意をした場合において、その者が当該申出又は同意に併せ

工作物（容易に移転し、又は除却することができるもので建設省令で定めるもの除外。）が存しないこと。

二 地上権、永小作権、賃借権その他当該宅地を使用し、又は収益することができる権利（地役権を除く。）が存しないこと。

④ 前条第五項の規定は、第一項の規定による申出について準用する。

（復興共同住宅区への換地等）

第一四条① 第十二条第二項の規定により指定された宅地については、換地計画において換地を復興共同住宅区内に定めなければならない。

② 前条第三項の規定により指定された宅地については、換地計画において、換地を定めないで、復興共同住宅区内の土地の共有持分を与えるように定めなければならない。

③ 前項の規定により換地を定めなければならない場合は、土地区画整理法第百四条第六項後段の規定は、この場合について準用する。

「ものとして定める土地」とあるのは、「及び被災市街地復興特別措置法第十四条第三項の規定により数人の共有となるべきものとして定める土地」とする。

④ 第二項の規定により換地計画において復興共同住宅区内の土地の共有持分が与えられるように定められた宅地の所有者は、土地区画整理法第百三十三条第四項（地域振興整備公団法第二十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による公告があつた日の翌日において進用する場合を含む。次条第五項及び第十七条第三項において同じ。）の規定期による公告がある場合にあつた日の翌日において、換地計画において定められたところにより、その土地の共有持分を取得するものとする。土地区画整理法第百四条第六項後段の規定は、この場合について準用する。

1995.6.20 (No. 1070)

て、当該宅地について交付されるべき清算金に代えて、当該宅地についての換地に施行者が建設する住宅（自己の居住の用に供するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）を与えるべき旨を申し出たときは、換地計画において、当該宅地について換地を定めるほか、当該住宅を与えるように定めることができる。ただし、当該宅地について所有権以外の権利（地役権を除く。）又は処分の制限があるときは、この限りでない。

② 施行者は、施行地区内の宅地の所有者がその宅地の全部について換地を定めないことについて土地区画整理法第九十条の規定による申出又は同意をした場合において、その者が当該申出又は同意に併せて、当該宅地について交付されるべき清算金に代えて、次条第一項の規定により施行者が建設又は取得をする住宅等を与えられるべき旨を申し出たときは、換地計画において、当該借地権について当該住宅等を与えるよう定めることができる。ただし、当該借地権について先取特權等があるときは、この限りでない。

③ 施行者は、土地区画整理法第九十条の規定により換地を定めない宅地又はその部分について借地権を有する者がある場合において、その者が同条後段の規定による同意に併せて、当該借地権について交付されるべき清算金に代えて、次条第一項の規定により施行者が建設又は取得をする住宅等を与えられるべき旨を申し出たときは、換地計画において、当該借地権について当該住宅等を与えるよう定めることができる。ただし、当該借地権について先取特權等があるときは、この限りでない。

④ 前三項の規定により住宅又は住宅等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第一項に規定する区分所有権の目的たる建築物の部分で住宅の用途に供するもの（同条第四項に規定する共用部分の共有持分を含む。）及びその建築物の敷地に関する権利をいう。以下の条及び次条において同じ。）を与えるべき旨を申し出たときは、換地計画において、当該宅地について交換するもの（同条第四項に規定する区分所有権若しくは抵当権又は仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定めの登記若しくは処分の制限の登記に係る権利（次項において「先取特權等」という。）があるときは、この限りでない。

ただし、当該宅地について先取特權、質権若しくは抵当権又は仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定めの登記若しくは処分の制限の登記に係る権利（次項において「先取特權等」という。）があるときは、「当該住宅又は建築物の一部及びその建築物の存する土地」とあるのは「当該住宅又は建築物の部分で住宅の用途に供するもの及び当該住宅又は建築物の敷地」とする。

⑤ 第一項から第三項までの規定により換地計画において住宅又は住宅等が与えられるよう定められた宅地の所有者又は借地権者は、土地区画整理法第百三条第四項の公告があつた日の翌日において、当該借地権について当該住宅等を与えるよう定めることができる。ただし、当該借地権について先取特權等があるときは、この限りでない。

⑥ 土地区画整理法第一百八条第二項の規定は、前項の規定により住宅又は住宅等を取得させる場合について準用する。

⑦ 施行者は、第二項又は第三項の規定により住宅等を与えるよう定める換地計画を定め、又は変更したときは、当該住宅等の所在地を管轄する登記所に、建設省令で定める事項を届け出なければならない。

（施行地区外における住宅の建設等）

第一六条① 施行者は、土地区画整理法第二条第一項の事業として、施行地区外において、前条第二項又は第五項の規定により建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分」とあるのは「被災市街地復興特別措置法第十五条第一項から第三項までの規定により住宅又は住宅及びその敷地若しくは建物の区分所有権に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第一項に規定する区分所有権の目的たる建築物の部分で住宅の用途に供するもの（同条第四項に規定する区分所有権の共有持分を含む。）及びその建築物の敷地に関する権利をいう。以下の条及び次条において同じ。）を与えるべき旨を申し出たときは、換地計画において、当該宅地について交換するもの（同条第四項に規定する区分所有権若しくは抵当権又は仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定めの登記若しくは処分の制限の登記に係る権利（次項において「先取特權等」という。）があるときは、この限りでない。

又は取得（住宅又は住宅の用途に供する建築物を建設するために必要な土地を取得し、又はその土地を宅地に造成することを含む。）を行うことができる。この場合においては、同法第二条第四項中「土地区画整理事業を施行する土地」とあるのは、「土地区画整理事業を施行する土地（被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第十六条第一項前段に規定する住宅等の建設又は取得を行う土地を除く。）」とする。

② 前項の場合における同項前段に規定する住宅等の建設又は取得に関する事業についての土地区画整理法第百七条第二項から第四項までの規定（地域振興整備公団法第二十二条の二において準用する場合を含む。）の適用については、土地区画整理法第百七条第二項及び第三項中「土地及び建物」とあり、及び同条第四項中「土地及びその土地に存する建物」とあるのは、「土地及び建物並びに被災市街地復興特別措置法第十六条第一項の規定により施行者が建設又は取得をした住宅等」とする。

③ 施行者が第一項の規定により施行地区外において住宅等の建設又は取得を行った場合においては、当該住宅等の建設又は取得に関する事業については、土地区画整理法第七十二条、第七十三条、第七十九条、第八十一条及び第八十二条の規定は、適用しない。

(公営住宅等及び居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設の用地)

第一七条① 土地区画整理法第三条第三項若しくは第四項、第三条の二第一項若しくは第二項、第三条の三第一項若しくは第二項又は第三条の四の規定により施行する被災市街地復興土地区画整理事業の換地計画においては、次に掲げる施設の用に供するため、一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、施行地区内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならぬ。

一 公営住宅等

二 第五条第一項第一号に規定する災害を受けた市街地に居住する者の共同の福祉又は利便のため必要な施設で国、地方公共団体その他政令で定める者が設置するもの（土地区画整理法第二条第五項に規定する公共施設を除く。）

② 土地区画整理法第四百四十二条第一項及び第一百八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同法第四百四十二条第一項中「第三条第一項から第三項まで」とあるのは「第三条第三項、第三条の二第一項若しくは第

三項若しくは第四項、第三条の二第一項若しくは第二項、第三条の三第一項若しくは第二項又は第三条の四」と読みくは第二項又は第三条の四の規定により施行する被災市街地復興土地区画整理事業の換地計画においては、次に掲げる施設の用に供するため、一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地と

して定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、施行地区内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対しても、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならない。同法第四百九条第二項の規定は、この場合について準用す

る。

(土地区画整理法の準用等)

第一八条① 土地区画整理法第八十五条第五項の規定は、第十二条から前条までの規定による処分及び決定について準用する。

② 被災市街地復興土地区画整理事業に

関する規定は、同項中「区域内の土地でその指定したものの区域」とあるのは、「区域」とする。

第四章 住宅の供給等に

関する特例

(公営住宅及び改良住宅の入居者資格の特例)

第一条 第五条第一項第一号の災害により相当数の住宅が滅失した市町村で滅失した住宅の戸数その他の住宅の被害の程度について建設省令で定める基準に適合するもの（以下「住宅被災市町村」という。）の区域内において当該災害により滅失した住宅に居住していた者及び住宅被災市町村の区域内において実施される都市計画法第四条第十五項に規定す

る二項、第三条の三第一項若しくは第二項」と、同法第八十条第一項中「又は第三条の四」とあるのは、「第三条の二第一項若しくは第二項、第三条の三第一項若しくは第二項又は第三条の四」と読み替えるものとする。

③ 施行者は、第一項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理法第三百三条第四項の規定による公告があつた日における從前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対する、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならない。同法第八十条第一項の規定は、この場合について準用す

る。

第一九条 被災市街地復興推進地域内の土地の区域については、当該区域が都市再開発法第三条の二第二号又はロに掲げる条件に該当しないものであつては、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第十七条第三号（住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第十九条において準用する場合を含む。）に掲げる条件を備える者を公営住宅法第十七条各号（住宅地区改良法第二十九条において準用する場合を含む。）に掲げる条件を備える者とみなす。

(都市計画施設の区域内における建築の規制の特例)

第二〇条 被災市街地復興推進地域内の都市計画施設の区域内において行われる建築物の建築についての都市計画法第五十五条第一項の規定の適用について

は、同項中「区域内の土地でその指定したものの区域」とあるのは、「区域」とする。

(住宅・都市整備公団法の特例)

第二一条 第二条① 住宅・都市整備公団（以下この条において「公団」という。）は、住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号。以下この条において「公団法」という。）第二十九条第一項から第三項までに規定する業務のほか、住宅被災市町村の復興に必要な住宅の供給等を図るため、当該住宅被災市町村の区域内において、委託に基づき、同条第二項第一号から第六号まで及び第八号の業務を行うことができる。

(住宅・都市整備公団法の特例)

第二二条 第五条第一項第一号の災害により相当数の住宅が滅失した市町村で滅失した住宅の戸数その他の住宅の被害の程度について建設省令で定める基準に適合するもの（以下「住宅被災市町村」という。）の区域内において当該災害により滅失した住宅に居住していた者及び

住宅被災市町村の区域内において実施される都市計画法第四条第十五項に規定す

る都市計画事業その他建設省令で定める市街地の整備改善及び住宅の供給に関する事業の実施に伴い移転が必要となつた者については、当該災害の発生した日から起算して三年を経過する日までの間も、これを同号に掲げる条件に該当する

土地の区域とみなして、同法の規定を適用する。

第一九条 被災市街地復興推進地域内の土地の区域については、当該区域が都市再開発法第三条の二第二号又はロに掲げる条件に該当しないものであつては、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第十七条第三号（住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第十九条において準用する場合を含む。）に掲げる条件を備える者を公営住宅法第十七条各号（住宅地区改良法第二十九条において準用する場合を含む。）に掲げる条件を備える者とみなす。

第二〇条 被災市街地復興推進地域内の都市計画施設の区域内において行われる建築物の建築についての都市計画法第五十五条第一項の規定の適用について

は、同項中「区域内の土地でその指定したものの区域」とあるのは、「区域」とする。

(住宅・都市整備公団法の特例)

第二一条 第二条① 住宅・都市整備公団（以下この条において「公団」という。）は、住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号。以下この条において「公団法」という。）第二十九条第一項から第三項までに規定する業務のほか、住宅被災市町村の復興に必要な住宅の供給等を図るため、当該住宅被災市町村の区域内において、委託に基づき、同条第二項第一号から第六号まで及び第八号の業務を行うことができる。

(住宅・都市整備公団法の特例)

第二二条 第五条第一項第一号の災害により相当数の住宅が滅失した市町村で滅失した住宅の戸数その他の住宅の被害の程度について建設省令で定める基準に適合するもの（以下「住宅被災市町村」という。）の区域内において当該災害により滅失した住宅に居住していた者及び

住宅被災市町村の区域内において実施される都市計画法第四条第十五項に規定す

1995.6.20 (No.1070)

る建設省令で定める戸数以上の住宅の建設と併せて整備されるべき公共の用に供する施設に係る公団法第三十四条第一項各号に掲げる工事であるときは、当該工事に係る施設の管理者の同意を得て、その管理者に代わって、当該工事を施行することができる。この場合には、公団法第三十四条第二項から第五項まで及び第三十五条から第三十九条までの規定を準用する。

③ 前二項の規定により公団の業務が行われる場合には、公団法第六十二条第二項及び第六十三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)」と、公団法第六十五条第四項中「第三十五条第五項」とあるのは「第三十五条第五項(被災市街地復興特別措置法第二十二条第二項において準用する場合を含む。)」と、公団法第六十八条中「第六十三条第一項」とあるのは「第六十三条第一項(被災市街地復興特別措置法第二十二条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、公団法第六十九条第三号中「附則第十七条に規定する業務」とあるのは「附則第十七条に規定する業務並びに被災市街地復興特別措置法第二十二条第一項に規定する業務」と、公団法第六十九条第六号中「第六十二条第二項」とあるのは「第六十二条第二項(被災市街地復興特別措置法第二十二条第一項に規定する業務)」とあるのは「第六十二条第一項(被災市街地復興特別措置法第二十二条第一項に規定する業務)」とする。

第五章 雜則

(監視区域の指定)

二条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とする。

(地方住宅供給公社法の特例)

第二三条① 地方住宅供給公社(次項において「公社」という。)は、地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号。次項において「公社法」という。)第二十一条に規定する業務のほか、住宅を図るため、当該住宅被災市町村の区域内において、委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理、宅地の造成及び賃貸その他の管理並びに市街地において自ら又は委託により行う住宅の建設と一体として建設することが適当である商店、事務所等の用に供する施設及び団体住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理の業務を行なうことができる。

② 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第二十三条第一項に規定する業務」とする。

第六章 罰則

第二十七条 第七条第五項の規定による罰則

法律(平成六年法律第四十八号)中地方自治法第二編第十二章の改正規定が施行されるまでの間においては、第九条の見出し中「大都市等」とあるのは「大都市」と、同条中「(以下この条及び第二十四条において「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)とあるのは「(以下この条及び第二十四条において「指定都市」という。)と、「指定都市又は中核市(以下この条において「指定都市等」という。)の」とあり、及び「指定都市等の」とあるのは「指定都市の」とする。

(土地区画整理法の一部改正)

第三条 土地区画整理法の一部を次のように改正する。

(以下、略)

ち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第二十七条の二第一項の規定により監視区域として指定するよう努めるものとする。

(政令への委任)

第二十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(経過措置)

第二十六条 この法律の規定に基づき政令又は建設省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は建設省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

法律(平成六年法律第四十八号)中地方自治法第二編第十二章の改正規定が施行されるまでの間においては、第九条の見出し中「大都市等」とあるのは「大都市」と、同条中「(以下この条及び第二十四条において「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)とあるのは「(以下この条及び第二十四条において「指定都市」という。)と、「指定都市又は中核市(以下この条において「指定都市等」という。)の」とあり、「指定都市等の」とあるのは「指定都市の」とする。

は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附則／抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(中核市に関する経過措置)

第一条 地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法律第四十八号)中地方自治法第二編第十二章の改正規定が施行されるまでの間においては、第九条の見出し中「大都市等」とあるのは「大都市」と、同条中「(以下この条及び第二十四条において「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)とあるのは「(以下この条及び第二十四条において「指定都市」という。)と、「指定都市又は中核市(以下この条において「指定都市等」という。)の」とあり、「指定都市等の」とあるのは「指定都市の」とする。

は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。